

第6章 地下鉄軌道敷設工事編

第1節 一般事項

6.1.1

適用範囲

本章は、当局が施行する地下鉄における新設の軌道敷設工事に適用する。

6.1.2

隣接工区との調整

請負者は、工事区間の始末端における隣接工区との取り合わせについて、関係請負者と調整しなければならない。

6.1.3

保守用車等の運転

(1) 保守用車等を使用する場合の取り扱いについては、「東京都交通局地下高速電車保守用車及びトロリー取扱要領」（平成20年12月26日付20交電車第870号）及び「保守用車走行マニュアル」（平成17年8月18日付17交建工第578号）の定めるところによる。

(2) 保守用車の運転は、請負者が行うものとする。

(3) 保守用車の運転者は、当局の認定を受けた者でなければならない。

また、保守用車以外の認定機器の取り扱い及び作業については、「保守作業等認定要領」によるものとする。

(4) 請負者は、保守用車の運転に当たり、「保守用車走行マニュアル」に定める準備作業、走行速度、走行中の注意事項及び分岐器部通過時の注意事項等を遵守しなければならない。

第2節 仮設工

6.2.1

搬入設備工

(1) 材料を現場に搬入するための仮設工は、請負者の責任において、材料の種類、現場の状況に応じて適切なものを設置しなければならない。

(2) 請負者は、搬入箇所及び搬入口の使用方法について、監督員の指示に従わなければならない。

6.2.2

電力・用水設備工

請負者は、工事に必要な照明、電力及び用水設備を設置、維持管理及び撤去を行わなければならない。

第3節 測量

6.3.1

測点

(1) 請負者は、軌道中心線の測点を、直線区間では10mごとに、曲線区間では5m

	ごとに設置しなければならない。
	(2) 請負者は、水準点を縦曲線区間では5 mごとに、その他は10mごとに設置しなければならない。
6.3.2	
基点の明示	<p>請負者は、曲線諸元の基点を、軌道中心線上に明示しなければならない。</p> <p>ただし、明示できない箇所については、引照点を設け基点が再現できる処置を施さなければならない。</p>
6.3.3	
建築限界	<p>(1) 建築限界は、当局が定める建築限界によらなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、測量の結果、構造物等が建築限界の外側に余裕空間が確保されない場合には、監督員に報告し、その指示に従って処理しなければならない。</p>
	第4節 材料の取扱い及び運搬
6.4.1	
一般事項	請負者は、材料の積み込み又は取卸し場所、時期、数量、運搬方法について、あらかじめ監督員の確認を受けなければならない。
6.4.2	
レール	<p>(1) 請負者は、レールの移動には適切な機器を使用し、損傷やひずみ等が生じないよう丁寧に取り扱いなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、レールを取り扱う場合、ハンマー、バール等で直接衝撃を与えないよう注意しなければならない。</p>
6.4.3	
まくらぎ	<p>(1) 請負者は、コンクリートまくらぎに衝撃を与えないように取り扱い、また、ボルト穴に塵埃などが入らないよう注意しなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、コンクリートまくらぎ中央部での吊り上げ及び中央部を支える状態に積み置きを行ってはならない。</p> <p>また、段積みするときは、まくらぎ間に角材等を挿入しなければならない。</p> <p>(3) 請負者は、合成まくらぎに損傷を与えないよう注意して取り扱い、積み置きする場合、角材等で受けなければならない。</p>
6.4.4	
道床碎石	<p>請負者は、道床碎石の積み込みには、土砂、塵埃等が混入しないよう注意しなければならない。</p> <p>また、取り卸しの際は、他の施設に損傷を与えないよう注意しなければならない。</p>

- 6.4.5
リアクション
プレート
- 請負者は、リアクションプレートを取り扱うときは、癖、ねじれ又は損傷を与えないようにしなければならない。
- また、段積みするときは、リアクションプレート間を角材等で受けなければならない。
- 6.4.6
その他
- 請負者は、締結装置、その他の軌道材料の積み込み・取卸しの際は、損傷を与えないように注意しなければならない。

第5節 工 事

- 6.5.1
軌きょう組立て
- (1) 請負者は、レールの使用に当たっては、きず、癖等が生じないように注意しなければならない。
- (2) 請負者は、急曲線部にレールを使用する場合は、あらかじめ、わん曲させておかなければならない。
- なお、わん曲の程度は、曲線縦距の3分の2程度とし、過度にならないよう注意しなければならない。
- (3) 請負者は、レールを切断する場合は、レール切断機等を用い、切断面は直角にしなければならない。
- また、ボルト穴については、レール穴明け機を使用しなければならない。
- なお、レール切断面及びボルト穴の縁端部は、1.5mmの面取りを行わなければならない。
- (4) 請負者は、レールの切断及び穴あけ作業には、監督員の立会いのうえで施工しなければならない。
- (5) 請負者は、レール配置及びまくらぎ配置が設計図書により難しい場合には、あらかじめ監督員に報告し、その指示に従って施工しなければならない。
- (6) 請負者は、まくらぎ位置を表す目印を、レールの内側腹部にペンキで表示しなければならない。
- (7) 請負者は、レール継目の締結に際して、継目板とレール接触部及び継目ボルトのネジ部にはグリースを塗布しなければならない。
- (8) 請負者は、レールの継目遊間の設定に当たっては、あらかじめ監督員と打ち合わせなければならない。
- (9) 請負者は、継目ボルトの緊締トルクをレールの種類が50Nの場合について500N・m(5,000kgf・cm)にしなければならない。

- (10) 請負者は、スパイク類の打ち込みを、垂直に行わなければならない。
- (11) 請負者は、合成まくらぎのせん孔に当たっては、スクリースパイキの芯より2mm大きい径のドリルでスクリーの長さ若干の余裕を見込んだ深さとしなければならない。
- (12) 請負者は、合成まくらぎのせん孔に際しては、ガラス繊維の切り粉の飛散防止に留意するとともに、防塵メガネ、防塵マスク、腕カバー等の保護具を着用し、作業を行わなければならない。
- (13) 請負者は、レール締結装置の締結ボルト及びクリップには、亜鉛メッキ仕上げの施してあるものを除き、防錆油を塗布しなければならない。
 なお、塗布に際してレールを押さえる部分に防錆油が付着しないよう注意しなければならない。
- (14) 請負者は、クリップの塗装部に、衝撃等により塗膜はく離又は変質等を生じさせないよう注意して締結しなければならない。
- (15) 請負者は、クサビ、クリップ等の取付けに当たっては所定の軌間を保持するよう、その組合せに注意して取り付けなければならない。
- (16) 締結ボルトの緊締は、軌道材料ハンドブックによるものとする。

6.5.2

分岐器及び伸縮継目の組立て

- (1) 請負者は、分岐器及び伸縮継目の組立て作業においては、設計図面に従って正確に組み立てなければならない。
- (2) 請負者は、分岐器及び伸縮継目の各部の付属品を清掃し、必要に応じて注油を施し、各部の緩みが生じないように堅固に締め付けなければならない。

6.5.3

コンクリート道床工

- (1) 請負者は、軌きょうの据え付けに先立ち、施工面の泥土、塵埃等を取り除き、水洗い清掃をしなければならない。
- (2) 請負者は、軌きょうを正確に据え付け、コンクリート打設中にくるいが生じないように、適切な治具を用い強固に固定しなければならない。
- (3) 請負者は、道床内に電気用トラフ等の設備がある場合は、監督員の立会いのもとに確認を受け施工しなければならない。

6.5.4

コンクリートの打込み

- (1) 請負者は、一般用レディーミクストコンクリートを使用する場合は、「第3章 第2節 コンクリート工」によらなければならない。
- (2) 請負者は、コンクリート打設場所に滞水がある場合は取り除くとともに、水が流入しないよう、適切な処置を講じなければならない。
- (3) 請負者は、コンクリート打込み前に、締結装置等へのコンクリートの付着を防

- 止する処置を講じなければならない。
- (4) 請負者は、コンクリート打込み中に表面に浮かび出た水を適切な方法で取り除かなければならない。
- (5) 請負者は、コンクリートの打込みには、バイブレーターを使用し、締め固めなければならない。
- (6) 請負者は、コンクリート構造物に面取りを行わなければならない。
- (7) 請負者は、コンクリート打設後、5 以下の低温、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃等の有害な影響を与えないように養生を行わなければならない。
- また、コンクリートの露出面は、適切な保護材料により養生を行い、打込み後少なくとも7日間は常に湿潤状態を保たなければならない。
- 6.5.5
型枠工
- (1) 請負者は、主要構造物には、鋼製型枠又はこれと同等以上の仕上がりとなる型枠を使用しなければならない。
- (2) 請負者は、コンクリートがその自重及び工事施工中に加わる荷重を支持するために必要な強度に達するまで、型枠を取り外してはならない。
- 6.5.6
箱抜き
- 請負者は、横断排水溝及びトラフ用等の箱抜きを設ける場合には、設計図書に従って施工しなければならない。
- 6.5.7
穴埋め
- 請負者は、軌きょう受け台等により道床コンクリートに生じた穴等はモルタル(1:3)で埋め戻さなければならない。
- 6.5.8
砕石道床工
- (1) 請負者は、施工に先立ち、施工面の泥土、塵埃等を取り除くため入念に清掃しなければならない。
- (2) 請負者は、タイタンパを使用して道床砕石を十分突き固め、軌きょうを正しく据え付けなければならない。
- (3) 請負者は、タンピング作業を行う場合、レールの中心から左右400mmの範囲を、まくらぎ1本当たり8箇所を突き固めなければならない。
- (4) 請負者は、タンピング作業の完了後、道床砕石を所定の仕上げ面に整理し、仕上げ叩きを行わなければならない。
- 6.5.9
レール溶接工
- (1) 請負者は、レール溶接工事の施工に当たっては、当局が別途定めるレールガス圧接、ゴールドサミット溶接等のレール溶接工事の仕様書に基づき行うものとする。

- (2) 請負者は、工事施工に先立ち、現場調査を行い、支障があると認められる場合は、監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 請負者は、工事施工に当たっては、軌道材料及び電気ケーブル等の電気設備の焼損防止に努めなければならない。

第6節 仕上がり基準

6.6.1 一般事項

請負者は、一般軌道、分岐器及びリアクションプレートにおける軌道変位等の検測方法については、次の各号によらなければならない。

- (1) 測定用機器は、あらかじめ監督員の確認を受け、使用するものとする。
- (2) 軌道変位検査は、静的検査とし、一般軌道における測定間隔は5mとする。
- (3) 一般軌道変位検査における各項目の軌道変位量の検査は、次に掲げたとおりとし、単位はmmとする。この場合、軌道変位量は、スラック、カント及び正矢（縦曲線を含む）の設計値を差し引いたものとする。

ア 軌間

直線部は起点から終点に向かって左側レール、曲線部は外軌レールを基準とし、軌間に対する「拡大」「縮小」を測定する。

イ 水準

直線部は起点から終点に向かって左側レール、曲線部では内側レールを基準とし、対側レールの「高さ」を測定する。

ウ 高低

直線部は起点から終点に向かって左側レール、曲線部では内側レールを10mの糸張りにより測定し、たるみを補正して記録する。

エ 通り

直線部は起点から終点に向かって左側レール、曲線部では内側レールを10mの糸張りにより測定する。また、直線部では、左側に出た場合を「+」、右側に出た場合を「-」で表す。

オ 平面性

平面性の変位量は、2.5m当たりの水準変化量によって表す。

- (4) 分岐器軌道変位検査は次のとおりとする。

ア 軌間

「(3) 一般軌道変位検査」に準ずる。

イ 水準

基本レール及び主レールを基準として測定する。

ウ 高 低

水準の基本レールを糸張り又はレベルにより測定する。

エ 通 り

基準線側の基本レール、主レール及び分岐線側のリードレールを測定する。

直線部では、右分岐の場合は分岐器先端から見て左側に出た場合を「+」、右側に出た場合を「-」で表し、左分岐の場合は分岐器先端から見て左側に出た場合を「-」、右側に出た場合を「+」で表す。

カ バックゲージ

ノーズレール先端とガードレール軌間側間を測定する。

(5) リアクションプレートの取付高さの寸法はレール面上 15mm を標準とする。

6.6.2

施工精度

(1) 請負者は、一般軌道部の施工精度を下表の値以下としなければならない。

許 容 値

	本線部			側 線	
	スラブ道床	コンクリート道床	砕石道床	コンクリート道床	砕石道床
軌間	±1	+2,-1	+2,-1	+2,-1	+2,-1
水準	±1	±2	±3	±3	±4
高低	±2	±2	±4	±4	±5
通り	±2	±3	直 ±3 曲 ±5	±5	±5
平面性	2	3	直 3 曲 5	4	4
リアクションプレート高さ			+ 2 , - 4		

(2) 請負者は、分岐器の施工精度値を、下表の値以下又はその範囲内としなければならない。

(単位 : mm)

ならない。

許 容 値

		本線路	側線
軌間	一般部	+ 2, - 1	+ 2, - 1
	クッシング部		
水準	基準線	±2	±3
	分岐線		
高低		±2	±4
通り	基準線	±3	±5
	分岐線		
バックゲージ	G = 1,067	1,022 ~ 1,032 (N)	
	G = 1,372	1,327 ~ 1,338 (N)	
	G = 1,435	1,390 ~ 1,401 (N)	
リアクションプレート高さ		+ 2 , - 4	

第7節 検 査

6.7.1

一般事項

請負者は、監督員の立会いのもとに下記の事項について検査を行い、成果を監督員に提出し確認を受けなければならない。

- (1) 建築限界検査
- (2) 一般軌道変位検査
- (3) 分岐器軌道変位検査
- (4) 伸縮継目軌道変位検査
- (5) リアクションプレート高さ変位検査

6.7.2

建築限界検査

請負者は、工事区間の建築限界検査を行わなければならない。

6.7.3

一般軌道変位検査

- (1) 請負者は、一般軌道変位検査を軌間、水準、高低、通り及び平面性について、5mごとに行わなければならない。
- (2) 請負者は、コンクリート道床を施工する場合、コンクリート打込み前と打設後

- の計2回一般軌道変位検査をしなければならない。
- 6.7.4
分岐器軌道変位検査
請負者は、分岐器軌道変位検査を軌間、水準、高低、通り及びバックゲージについて行わなければならない。
- 6.7.5
伸縮継目軌道検査
請負者は、伸縮継目軌道検査を軌間、水準、高低、通り及び平面性について行わなければならない。
- 6.7.6
リアクションプレート高さ変位検査
請負者は、リアクションプレートの取付高さを、1枚に対して縦断方向の両端及び中央の3箇所（1箇所につき横断方向の左右及び中央の3点）において測定しなければならない。